

第六回国会 大蔵委員会 議録 第十四号

昭和二十四年十一月二十一日(月曜日)

午後三時二十一分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事北澤 直吉君 理事小峯 柳多君

理事小山 長規君 理事前尾繁三郎君

理事川島 金次君 理事林 百郎君

理事早稲田柳右エ門君

岡野 清豪君 田中 啓一君

塚田十一郎君 吉米地英俊君

西村 直巳君 三宅 則義君

山口六郎次君 中崎 敏君

松尾トシ子君 宮腰 喜助君

河田 賢治君

出席政府委員

大蔵政務次官 水田三喜男君

国税庁長官 高橋 衛君

委員外の出席者

大蔵事務官 原 純夫君

大蔵事務官 忠 佐市君

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

十一月十九日

浴そうに対する物品税撤廃の請願

(島村一郎君紹介)(第九一八号)

同(今村忠助君紹介)(第一一七二号)

乾のりに対する物品税撤廃の請願

(三宅則義君紹介)(第九二三号)

同(千賀康治君外一名紹介)(第一一七四号)

メリヤス物品税の戻税に関する請願

(尾崎末吉君紹介)(第九三四号)

たばこ民営反対に関する請願(原田

第一類第六号 大蔵委員会議録第十四号 昭和二十四年十一月二十一日

雪松君外二名紹介)(第九六〇号)

同(福田一君紹介)(第九六一号)

同(米原昶君紹介)(第九六二号)

同(寺本齋君外二名紹介)(第一一二一号)

同(志田義信君紹介)(第一一二二号)

きせるに対する物品税免除の請願

(塚田十一郎君紹介)(第九六六号)

衛生陶器の物品税改正に関する請願

(早稲田柳右エ門君紹介)(第一〇六四号)

公務員の厚生福利施設拡充に関する請願

(江崎一治君外三名紹介)(第一〇九二号)

同(志田義信君紹介)(第一一二二号)

同(三宅正一君外一名紹介)(第一一二七号)

同(三宅正一君外一名紹介)(第一一二七号)

同(三宅正一君外一名紹介)(第一一二七号)

同(三宅正一君外一名紹介)(第一一二七号)

同(三宅正一君外一名紹介)(第一一二七号)

同(三宅正一君外一名紹介)(第一一二七号)

同(三宅正一君外一名紹介)(第一一二七号)

同(三宅正一君外一名紹介)(第一一二七号)

同(三宅正一君外一名紹介)(第一一二七号)

同(三宅正一君外一名紹介)(第一一二七号)

同(三宅正一君外一名紹介)(第一一二七号)

同(三宅正一君外一名紹介)(第一一二七号)

同(三宅正一君外一名紹介)(第一一二七号)

同(三宅正一君外一名紹介)(第一一二七号)

同(三宅正一

和二十四年分の所得税から適用する。以上が改正案の内容であります。

これを提案いたします理由は、こゝで特にあらためて申し上げねども十分各委員において御存じだと思ひますが、要するに學術、技芸、慈善、文化的または社会的貢献を表彰するものとして交付される褒賞金品については、これは文化の發達、社会的貢献の奨励をはかるというような意味から、所得税を課税しないことにする必要があるのであらう。これが本法案提出の理由であります。

以上各委員にお諮りになつて、委員会の意向をおとりまとめ願ひたいと思ひます。

○川野委員長 ただいま塚田委員から所得税法の一部を改正する法律案を、当委員会より提出したいという御勸議が提出されたのでありますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議ないようですから、本案を当大蔵委員会の提出法案として、議長のもとに提出したいと存じます。

なおこの際内容等につきまして、提案者に対して御質問があれば御質問願ひたいと思ひます。

○林(百)委員 ちよつと提案者に聞きたいのですが、昭和二十四年度分の所得税から適用すると言ふが、すでに所得税をかけたものはどうするのか。二十四年度の所得に対しては、二十五年度の所得税を廃止するというのですか。その辺をお聞きたい。

○塚田委員 お答え申し上げます。これは二十五年度からという意味でなく、二十四年度中ですでにそういう所

得税を納めてゐる者があれば、この法律の解釈の上からは当然免除にならないけれども性質のものであると思ひますが、ただ実際問題として、おそろくこういう性質のものが所得税をかけられてゐる実例はないのじやないかと考へてゐるわけでありま

○林(百)委員 それから、慈善その他文化的又は社会的貢献を表彰するものとして交付するほう賞金品」ということですが、この慈善というふうなもの

の解釈はどういうふうになつておりますか。はつきりどこかで審査してき

まつてゐるのでございましょうか。そうでないで、これで税金を免れるような、脱法行為に使われる危険がある。非常に抽象的な言葉が使われておりま

すから、一応質疑応答でもして、その定義がはつきりしておればよいのであります。このままだと少し抽象的

で、将来問題が起きるような場合がありはしないかと思ふのでありますが、その辺の考慮はどういうふうになつて

おりますか。

○塚田委員 そういう脱法的なおそれが生じそうな部分は、このあとに全部参考として掲げてあります政令案の要綱をござんたいだくとわかるのであり

ますが、そこにそういう脱法行為のでないように、どういふ人からもらつたものというふうなことをはつきりと

あるような団体が、何か賞金を出すと

いう場合に、その人の所得税を免除する

という考へ方でありまから、たい

ては御心配のような問題は起らないの

ではないかと思ふのであります。

○川野委員長 ほかに御質疑もないよう

ですから、提案者に対する質疑はこ

れで終了することにいたします。実は

この法案に対しては、関係方面の御了解を得ておられませんので、御了解

を得た上で議長の手元に提案するとい

う

ことは、現在の国民生活の面から見て、絶対に要求されているところでありまして、單なる政党の面子によつてかような問題を進めてはならないと思ふのであります。国民所得と税のバランス、ないしは税比率の数字を政府が明らかにして、自然増収の内容を明らかにしなければならぬと思ふのであります。ただ税を漫然と下げることが、民自党の公約だからということできめられてはならないし、租税力の最低線を破らないようにしてこれを行うことが、一番中小企業にとつては必要なことだと思ふのです。私はこういうふうな個々の面において表面上は税率を下げて、結局言いにくいことですが、この税に対する決定率を高めるようなことはないかどうかということをお伺いしたいのであります。なぜならば、大きな歳出の面で増額をはかつておりながら、これに近い自然増収を行うというところが、国民の一人として不安に思われるからであります。私が今決定率と申したのは、これはおわかりにくいのかも知れませんが、たとえば中小企業の場合に、わかりやすく百万にいたしました。百万に対する課税を、決定率を四十万にして税金をとおつたものが、決定率を六十万ぐらゐに高めてこれを徴収した場合に、減税すなわち税率を下げて、徴収の場合にはよけいにとれるという結果を来しはしないかというので、この一点をお伺いしたいと思ふのであります。

とれるという見込みが自然増収でありまして、それだけつじつまを合せるために、特に多くとるのではないということは、しばしば御説明した通りであります。もし減税をむりにやりたいために、それだけ増税するのだというやり方でしたら、たとえば申告納税分を二百億減ると立てなくても、それだけでも減税がやれるということになるのですが、そういうやりくりをやつてゐるのではありませんで、実際の実績に基いて、現行税法でもとれるという自然増に立つて、二百億というものがはつきり文字通り減税になるのであります。それを見込んで今度の補正予算をつくらう。こういう事情にありまして、何かやりくりして特にそうしたということは、完全に間違ひでありますから、あらためて御説明いたします。

○松尾委員 御説明によりまして、いとも明確のようですね。けれども、実際に税をとり立てられるときになりますと、なか／＼そういうわけには行かないのであります。今日のように資金難であります。中小企業が今にも息を引きたるほどに困つてゐるとき、たとへば説明は明らかであつても、現実にあまり明らかなでない方法によつてとられがちでありますので、私はこの点を非常に危惧しておるのであります。中小企業の方々が陳情に多々参つたその内容を聞いてみますと、政府の定めた決定率によつてとられておられるのが現実であるのです。今まで正予算に対する自然増収に至りましては、民自党の構成しております内閣に

おきましては、絶対にそういうことをしないということを、明確にここにお約束できるでございましょうか。

○水田政府委員 はつきりとお約束できます。

○宮腰委員 今の問題に関連して、ご最近個人企業は税が重いというので、法人に切りかえておる事業がたくさんあります。たとえば資本金が五万円とか十万円とかいうものは、税の重さに耐えかねて法人に切りかえたのがたくさんあります。実際の徴税の問題になりまして決算を出しますと、決算をそのまま認めてくれなくて、いいかげんに工員の稼働率などを見まして、山勘でこの事業は赤字であるが、実際はこれだけかせいでいるだろうということ、認定をして来る税が非常に多いと聞いております。こういう問題について政府はどう考えておるかお伺いしたいと思ふます。

○高橋(衛)政府委員 中小法人と申しますか、資本金の少額な、最近個人から法人に編成がえをいたしました法人等におきましては、その帳簿がきつて不完全なのが多いのです。従つてその帳簿のみによつてその所得を真に把握することが困難であるということから、いろいろ間接的な資料から所得を推定することがあることは、やむを得ざる処置であるとお承をいただきましたのであります。しかしながらそのために苛酷にわたるといふことは絶対に避けておりますから、その点御了解をお願いしたいと思います。

○宮腰委員 しかし実際に帳簿が整備しておつても、そういうことをやつてゐる例をたくさん経験しておりますが、そういう場合はどういふことにな

るでしようか。

○高橋(衛)政府委員 正確な帳簿があり、正確に証明できる場合において、ほん／＼その

大体において現在の免税点が、まず感
じて申して一割五分から二割くらい上
るといふような見当のところに、持つ
て参りたいという考えでおります。

○林(百)委員 それは一割五分から二
割ですか。一・五倍から二倍ですか。

○原政府委員 一割五分から二割程度
免税点が上ることをごさいます。

○林(百)委員 そうすると具体的に言
いますと、二千四百円の免税点なら二
千六百円くらいにするということでは
か。

○原政府委員 ただいま家具の免税点
で、大きなたんすにつきましては三千
五百円、それから机、たな類、規格の
小さいたんすにつきましては千八百
円、それから、いす、腰かけ、火鉢、
帽子かけというようなものにつきまし
ては千五百円、その他のお三百五十
円、二百五十円というようなものもご
さいます。物によつては一割五分から
三割くらいまで上げようかというよう
な考えをいたしておるものもありま
す。大体一割五分から二割前後のこ
ろまで上げて参りたいという考えでこ
ざいます。

○林(百)委員 そうすると、その免税
金額を一割五分から三割上げるとい
うことですが、業者の方では大体三千
円くらいのは六千円くらいまで上げ
てもらいたい。大体十割くらい上げて
もらいたいという希望があるのです
が、これはどうですか。ことにせいた
くなものとは別として、われ／＼の生活
に必要なものですか……。

○原説明員 そういふ御意見もいろい
ろ承つておりますが、われ／＼といた
しましても結論において妥当性を得ま

すように、それ／＼の品物につきまし
て、市場の価格製造者の販売価格とい
うものをできるだけ互細に調べまし
て、ただいま申し上げたように——そ
れにしても今総ざりたんすまで税がか
からないということまではちよつと行
くまい。それから机類にいたしまして
も、両そでのついたりつばな高机にな
れば、これは課税されてもしかたがな
からうということを考えまして、いろ
んな規格の机なり、いすなりの製造
販売価格を考へて、それによつてた
だいま考へておるわけでございます。今
お話のありました二倍ということにい
たしますれば、おそらくどんなにつば
な——と言へば言い過ぎかもしれませんが、
高机でも、ほとんど全部非課税になつ
てしまふということになりますので、
その辺は御陳情の方々の立場と税法と
の権衡というやうなところで、お考え
をいただかなければならないのではな
いかというふうに思います。

○林(百)委員 私の方もその点につ
いてはなおもう少し具体的な資料を業者
からもらつて、さらにお聞きいたした
いと思ひます。ただ例がいつも総ざり
たんすばかり出て来るので、大分総ざ
りたんすの方があなたの方の防禦の武
器になつておられますが、家具という
と総ざりたんすばかりではなく、非常
に種類が多くて、ことに各家庭とも困
つておる問題でありますから、業者の方
からも熱心な陳情があると思ひます。
なお私の方も具体的な資料を業者から
もらうことにいたします。

それからもう一つは楽器であります
が、楽器についてもやはり非常に熱心
な免税の運動があるのであります。こ

れは一つは外国へ輸出しようと思つた
のが、輸出が杜絶して、国内の消
費に向けなければならぬ、ストック
がどん／＼ふえて来るという関係もあ
ると思ひますが、この楽器については
どういふやうな考え方でありますか。
この点もひとつ聞かしていただきたい
と思ひます。

○原説明員 楽器につきましては、た
だいま八割の税率を適用されておるも
のと、五割の税率を適用されておるも
のと二種類ございまして、今回御提案
申し上げておられますのは、全部を一本
にして五割でとるといふ考へ方であり
ます。楽器につきましては免税点はご
ざい

所得があるのではないかと思われるといふ面をお示して、御申告を願うような方途をとつた次第であります。もちろんこれは実績に従ひまして、実際に得た所得によつて申告していただくということが当然でありますから、この期待倍率というようなものにつきましても、各局各署それ／＼差があるものであります。一律に前年に対して六割というようなことは絶対にあり得ないのであります。

○林(百)委員 そうすると、各財務局、各税務署あての見込額ですか、それをひとつ資料として出してもらいたい。あなたの言われるのはそれは一つの目途であつて、昨年のように目標額を大体きめて、それを税務署に責任を負わせるようなことはしておらないと、国税庁の長官の立場ではそうおっしゃるかもしれませんが、一線の各税務官吏のところへ行きますと、少くとも財務局なり税務署あたりに行きますと、あなたの言う大体的な目途が、これはもうわくとなつて業者に押しつけられているわけですか。たとえば一六〇％——ことしは昨年の六割増しという期待倍率がかげられた。ところが大阪ではどうも六割がわりだということ、これは五割に減ぜられた。あるいは業者によつて、また非常に業者の反響の強いところでは、税務署の方もそれを引つめていられる。ところが魚屋とか、やお屋、くだもの屋、あるいは家具屋さんもそうですが、家具屋さんも昨年の大体倍の期待倍率——家具、建具およそ一七九％ですから、七九％増しの見込みが大体一律にずつと来ているのです。私の方では数字までみなあります。たとえば家具、建具商は大体昨年の一七九

％。青物、くだもの屋さんのごときは三六％というように、一律に来ている。こう一律に来るのは、実際申告税だから申告によつて実情に応じてやるのであつて、決して上からわくをはめないというのだが、税務行政の現実の面からいへば、あなたの方から出した見込みが一つのわくとなつて、下の方にむき押しにされていくということが実情です。ことに先ほどのあなたの説明の中で、法人税もそうだ。決算でちゃんとバランス・シートに出るのだから、これで倒産するはずはないといふけれども、これもまた税務署の見込みと違ふ場合がある。あなたも先ほど言われたように、特に中小の会社で帳簿やいろ／＼なものを整備していないといふ場合には、大体税務署の見込みが来る。その見込みがいかにむき押しとおうと何と言おうと、税務署がなかなか聞き入れないというところに大きな摩擦がある。そのために倒産して行く業者がたゞさんあると思います。そういう意味であなたの方で出された各財務局、各税務署への見込額をひとつ資料に出してもらいたい。と同時に、現実の徴税技術の面で言えば、その見込みがわくとなつて業者に押しつけられているという事実をあなたは認められるかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○高橋(衛)政府委員 先ほど私が御説明申し上げましたのは、昨年度においては努力目標というようものが存在したことを申し上げたのであります。しかも昨年度における努力目標自体も、その数に対しては責任を負う必要がないといふことはつきりしてお

つたといふことを申し上げたのであります。今年度におきましては、そういうふうな目標は全然設定しておりません。見込みもつておりません。従いましてそういうふうな差上ぐべき資料もでき得ないものであります。また期待倍率につきましても、これは報告をしておりますが、各局各署それ／＼違つておるのは当然であります。結果として現れた数字が、各業体により、また各地域により異なるのは当然だと考えます。

○林(百)委員 その点がどうも現実の徴税官吏の徴税技術の面と、あなたの言われるのは違ふのです。あなたの方は、本年度は全然努力目標はないのだ、業者の実情をそのまゝ反映して、納得の上で徴税していると言ひますが、実際現実の面からいへば、税務署の方からわくをはめて来られてしまつて、有無を言わさず、それを納めない場合は差押えだ、競売だといふことが出て来るわけですか。もしあなたの方

が、本年度は特に昨年度と違つて見込額をわくとして押しつけるのではないのだ、業者の実情を反映した形で徴税しろとい

議ごとの指示をひとつ出してもらいたい。
○水田政府委員 今まで指示した事項を、どういふことを指示しておるかというのを書いて出せということなら、これは出せます。

○河田委員 だいたいこの問題に關連して、本日朝全国財務労働組合の役員の方から供進を受けたのであります。その際にも明らかに示されましたように、なるほど昨年の努力目標というものは本年はやつていない。けれども本年は大体においてこの財務局でも期待倍率をもつておる。しかしこの期待倍率について、各税務署長がこの訂正を申し込んで、すなわちいくら努力しても今日の情勢では、これだけの期待倍率をかけることは困難であるということ、税務署が申し込んで来て、上の財務局の方からこれを訂正して直しておる。すなわち強制目標を適用しているのだということが発表されたのです。これは税務の實際に携わっている人々の言葉です。こういう事実があります。また昨年私たちは大阪の財務局の行政上の問題について向うに行きましたが、ちょうど行った翌日に大阪の財務局でも期待倍率を新聞に発表しました。たとえば平均一・五倍、料理飲食店、喫茶店、これらは一・八倍とか、農民に対しては一・五倍、こういうふうに各財務局でも出しているのではないかと思います。こういう資料も各財務局にはあるはずだと思いますから、そういうものをひとつ出してもらいたい。今日この税務署において、先ほど林委員の申しましたように、去年の期待倍率を出さなければ、申告も受けつけないということも事実

あつたわけでありまして。私たちはこういう点から見ても、この税務行政をもつと徹底的に考える必要があると思ふ。もし現在そういうお出しになつたものがありまして、全部各財務局から取集めて資料として御提出願ひたい。

もこういう大口脱税については常に多額の金員が投せられて、もみ消し運動が行われている。しかもその後には大蔵省の腐敗と墮落が云々せられているのであります。読売新聞というものは日ごろ政府に非常な好意を持つて新聞です。その新聞ですらこういうことを書くのだから、これはよほどのことに違ひない。そこでこのことについて水田次官でもいし、国税庁官でもけつこうです。どういふ考えを持つておるか、承りたい。これは徹底的に調査して報告してもらいたい。

でもよいから調査した結果をひとつ報告してもらいたい。これで私の今日の質問を終ります。

ないが、それは形式であつて、實質的には割当と同じようなことが今日でも行われている。こういうことをわれわれは聞いたのであります。その点について、實際の真相はどうであるか。この機会に關連してお伺ひしておきたい。

○高橋(衛)政府委員 御承知の通り期待倍率は、今年の六月の予定申告に際して、まだ期間がわずかしかなかったおそれがあるので、本年の予算を立てるのにお困りだろうという趣旨をもつて、大体本年の経済趨勢等を考え、また各客体ごとにそれ／＼少数のものを調べた結果、こういうものが出たから、こんなもので御申告なさつたらよいのではないかと意味の数字でありまして、それでなければ絶対にいかぬというような強制的な意味も、また法律的な効果を持つものでも全然ないのでございます。その点御了承願ひます。

大蔵省の役人がしたということはまだ聞いておりませんが、事実だとすれば、そういうことをした官吏は十分処分いたします。これは内輪な話ですが、そういうものはできるだけ摘発していいということ、むしろこういう問題はこちらの方から火をつけているような事柄でありまして、われ／＼部内からもみ消しをやつていっていることは、今のところ考えられないのです。が、事実でしたら処分いたします。

○林(百)委員 先ほど大口脱税については、いろいろ／＼もみ消し運動が盛んに行われているということを言いました。具体的な例があつたら示してくれというお話でした。そこで私はとりあえず昨日の読売新聞に出ておりました記事について申し上げますが、観音教財閥の大脱税もみ消し料に四百五十万円出している。これは三上という弁護士が長谷川という税務署に出入りする人を紹介し、これが熱海の大野屋旅館で大蔵省の役人数名と一緒にとり込んでマージャンで夜明しました。その遊興宿泊料はすべて教団側で支拂つてい

ら時々

は、その署におきましては、さらに努力を要するということの注意を喚起することは、監督上当然のことであると考へます。

○西村(直)委員 時間も迫つておりますから要点だけ質問いたしますが、問題は物品税でございます。物品税のうちで大部分はいろいろ手をお入れいただきまして、御当局の御努力に對しては御同慶を申し上げるわけでありまして、ただ物品税そのものの課税の趣旨というものを考へますと、昭和十二年の軍需政策の時代に、抑制という点が出て来たという関係から来ておると思ふのであります。これが大きな租税財源としての観点から漸次拡がりまして、しかもなお今日まで続いておる。

今回のシャープ勧告案をもちましてある程度の減税をなさいましたが、しかしながらなお実用品に對しまして相當全般的にかかつておるようになっています。従いましてひとつお伺いをいたしたいのは、將來あるいは近き將來において、これを改廢なさる御意思があるかどうかということが第一点、かつ今回の物品税の改正につきましては、來年の四月から実施をされるというようないののシャープの勧告案を特に取上げられまして、ここまで持つて参られた御努力はありがたいわけでありまして、一面におきまして早急の間におやりになりました結果として、この物品税の改廢案を見ますと、配列等におきまして、やや必ずしも國民の期待に沿わない点があるのではないかと思ひます。繰返して申し上げますと、近き將來においてもなお欠点等があつた場合においては、改廢をなさるお考へがございますか。政務次官にお伺いいたし

たいと思ひます。

○水田政府委員 御指摘のように物品税に關しましては、非常にむづかしい問題でして、見方によつては実用的と思はれるものがたくさんあつて、これを免稅したもの、それから引下げたものの中の相互の權衡から見まして、まだ／＼相當これは考へていいたいというものがたくさんあると思ひます。今回は予算の關係いろいろなことから、そこで一応適當ではないかというふうなきめて提案いたしましたものでございまして、今後実情によつてこれをできるだけのいいものにして行くという意思は持つております。

○西村(直)委員 次に全体を見ますと高率課税のものにつきましては、シャープ勧告に基きまして、百のものが七十に下る。たとえば金銀等においても七十、これはシャープ勧告なんかについても意味はわかるのであります。しかしながら一面におきまして政府御当局の御努力によりまして、食料品を中心必需品に對して全廢なされたのであります。これは關係業界も非常に喜んでおります。また國民生活にも裨益するところが大きいと思ふのであります。最も残念なことは、二割、三割の課税の面におきまして、現状すえ置きままでしわがよつて来ておるものがございまして。昨今やかましい陳情を受けております帽子であるとか、家具とか、たま／＼小さな零細業者であつて声も立たないような陶磁器、ガラス製品なんかにつきましては、現状のままですえ置いてそこへしわをかけて来ておるという感が、なきにしもあらざるわけでありまして。特にいま一つ私ども

もこれに對して非常な関心を持つておつた人間といたしましては、零細企業に對しては非常に物品税が税務をとりにくく、脱税もどうしてもせざるを得ない、そういうような結果から零細業者におきましては、非常に不満の聲が大きいということを私はかね／＼聞いておるのであります。これを小売課税にしたらどうかというような事柄もよく論ぜられておるのであります。裏長屋におきまして小さな生活必需品の家具をつくつておつて、それがただちにその日のかたになつて行くような場合、さつき共產黨の林君からも同じような話があつたのであります。こ

ういうような零細企業につきましては、なるほど家具というやうなものは、あるいはその他のものにつきまして非常に高級品もありますが、下級品でしかも零細的に小さな資本でやつておる、資本もなしにやつておるやうなもの、しかもある程度の価格を持つておるというやうなものにつき

も一人の国会議員といたしまして、こ
ういう業界の陳情を代弁したくはな
い。はつきり申しますれば、まるで業
界からひもがついているようでありま
すが、そうではないのであります。たと
えば私が現在おりますところの県を
見ますれば、何万の人が裏長屋でもつ
てこの仕事をやつておる場合に、そこ
に集団的に徴税攻勢をかけて来るなら
ば、ある党派のごときは生活擁護同盟と
か何とかいうような名前でもつて、た
だ大衆的にわい／＼行かれる。はたし
てこれで治安が守れるかどうか。私は
これは非常におかしな現象だと思ふ。
そういうようなことは余談といたしま
して、その点は十分にお考えを願いた
い。従つて私は免税点におきまして、
業界そのものがつづれぬように、ひと
つ十分にお考えを願いたいと思いま
す。

それから次に、少し別の問題になり
ますが、これは税一般の問題になるか
もしれませんが、昔は税をたくさん納
めますと、いわゆる貴族院議員にな
れた。今日は税をややもして逃げます
と、もちろん追徴は大きい。それによ
つてさつきお話のように事業がつぶれ
るか、いま一つはただちに刑務所の口
が待っている。いま一つ残念なこと
は、さらにそれに追つかけて、経
済違反、特に物品税、取引高税の場合
には、経済違反で追つかけられる。私
の知つております実例は、まじめな人
で、しかも金融の上からたま／＼多
少は横流しもしなければならぬ。その
結果物品税、取引高税、法人税、こう
いうものがかかつて来て、しかも刑務
所に入れられる。そのためにさらに経
済調査が行つてひつくり返せば、経

済違反としての事実がある。首をつつ
て足をひっぱるという形で、一家親族
が集まつて、自殺をしようかしまいか
という相談をしたのを耳にして、私は
飛んで行つたことがあるのでありま
す。そういうような場合におきまして
は、なるほど悪いことは悪い。税金を
脱税した以上は追徴金は納めなければ
なりません。私は経済調査庁あるい
は警察とも、その場合におきましては
お役所が違ひますけれども、税務署方
面も積極的に考えになつて、たとえ
ば脱税である程度資金的にどうして
もとらなければならぬものはおとりにな
つて、しかしさらに人を刑務所に入れ
て、しかも経済違反まで引きずり込ん
で行くということにつきましては、大
蔵御当局の方とされまして、御所轄
は違ひが、やはり人の子でありますか
ら、首をつつて足をひっぱるというよ
うなことにつきましては、税の問題か
ら派生して来るのでありますから、機
会がありましたら、ぜひそういうよう
な点については十分に御注意を願いた
い。現実にあつた例でございます。し
かも相当大きな額であつたのでありま
す。しかもたま／＼嘘偽の申告をし、
さらに投書があつたところに、査察庁
が行かれる。そうするとほんとうに脱
税で刑務所に行き、しかも経済違反で
もつて重ねて足をひっぱつたりして、
あれは運の悪い人間だ、こういうこと
になります。そこで何とかこうに立
ちまわろうというようになりやす
いので、これは税制一般の問題で、意
見に流れるか存じませんが、私もこれ
に関連して申し上げたのであります。

〔答弁々々と呼ぶ者あり〕

○川野委員長 西村君、答弁を求めら

れますか。

○西村(直)委員 いりません。

○川野委員長 それでは本日はこの程
度にして散会いたしたいと存じま
すが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議がなければ、本
日はこれにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

昭和二十四年十二月八日印刷

昭和二十四年十二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所